

## 2015年9月県議会

### 戦争法案・高校再編整備計画等について連合委員会で質問

おさべ県議は9月県会の連合委員会で質問に立ち、戦争法案や中長期の高校再編整備計画等について一問一答で知事並びに教育長にその姿勢を質しました。

#### 1、集団的自衛権について

**おさべ**：戦後の安全保障政策の大きな転換となる安全保障関連法案について、マスコミの世論調査では、有権者の8割が「十分に説明しているとは思わない」と答え、今国会での成立に半数以上が反対している中、自民党、公明党などの強行採決によって参議院本会議で可決・成立した。この安保法の制定について知事の所見を伺う。

**知事**；これまでも、国政の場で様々な立場から国民の理解が深まるよう、十分な議論が行われるよう申し上げてきたが、国民の理解が深まらないまま成立したことは残念だ。安全保障をめぐる環境の変化を踏まえ、国政の場で、戦争をしないために、抑止力、外交がどうあるべきか等本質的な議論が様々な立場から重ねられる必要がある。

この法案の評価は、終局的には、主権を有する国民の政治的判断にゆだねられるべきだ。

**おさべ**；安全保障関連法案の成立を受け、知事は、戦争をしないために、抑止力、外交がどうあるべきかという本質的な議論が審議の中で避けられてきたのではないかと受け止めているとコメントしているが、このたびの問題の核心は、抑止力、外交云々ではなく、この法律が憲法違反の疑いが極めて強いということであると考えているが、知事の所見を伺う。



**知事**；自衛隊の合憲性など、これまでの判例の考え方によれば、主権国としての我が国の存立の極めて重大な関係を持つ高度な政治性を有するものについては、違憲などの法的判断は、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものであるとされている。したがって、安全関連法に対する認識については、国全体で議論すべきだと思うので、現在の安全保障環境、PKOの実態、など情報を分析する組織も、機能も持たない地方自治体の長の立場として、見解の表明は控える。

**おさべ** ; 安全保障環境の変化や外交の分析などは憲法改正論議ならいいと思う。外交や国際情勢の変化などがあり、だから改正が必要だというのも一つの考えだ。しかし、国民の8割が審議が十分でない、過半数が違憲であると言っている。しかも、多くの憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁長官、最高裁判事、弁護士会等、まさに法律のプロのほとんどが憲法胃がんと言っている。やはりおかしいというのが、普通の間感ではないかと思うが。

**知事** ; 社民党は自衛隊をどう考えているのか。違憲とお考えか。やはり、解釈というものは周りの中で過去変更がなされてきたというところがある。

その是非については議論のあるところだ。憲法改正の議論をすべきだという議論も一つの考え方だ。判例は、国家の存立の基礎に関わる重大な、高度な政治性を有するものについては責任を負いきれないので、主権者たる国民の政治的批判に委ねるべきとしている。私も国民的議論を行うべきであると思っている。関連法の認識の基礎となる情報、そして分析する組織を持っているところが専門家の立場で真摯に議論すべきだ。その議論なくして、この段階で自治体の長としての見解の表明は控える。



**おさべ** ; 知事は、国際安全保障環境など関連法の認識などについて十分な国民的な議論が必要と言われたが、憲法の違憲論議については十分な議論がなされていると考えているか。十分な違憲論議がなされていない中で、強引に決めたと思うが、そのことについてどのように考えているのか。

**知事** ; 憲法解釈というのは安全保障環境、又は国際社会の中で名誉ある地位を占めたいという憲法前文の規定もある。やはり、憲法全体、総則の中、前文の中で規定された精神を踏まえて判断していく必要があると考える。社民党も村山内閣の時に合憲論に転換した。今回合憲か違憲かということについても、安全保障環境の変化、国際情勢の変化、日本における国際社会の中の立場を踏まえて、本質的な議論をして判断していくということにしなければならないのではないか。

**おさべ** ; 今の知事の発言は怖いものがある。それでは多数決を握れば何でも決められる。憲法違反であろうが、意見が二つあるのだから、それは国民が決めるのだということでもどんどん進められていく。まさに人治主義に陥る危険がある。県民の安全安心のため民主主義を守るのも、地方自治、その長たる知事の大きな役割だ。権力者のその時々々の恣意的な動きに対して、厳しい意見を申し上げる。これも首長の責任と考える。ぜひその役割を果たして頂きたい。

## 2、中長期的な高校等再編整備計画について

**おさべ**；2018年度から10年程度の高校等再編整備計画策定について、有識者会議が、今年3月の初会合を含めてこれまでに3回開催され、また、外部調査機関による意識調査、ニーズ調査も行われ、今後、パブリックコメントや地域別の説明会等を実施し、今年度中に公表予定とのことであるが、現在の取り組み状況について伺う。

**教育長**；広く県内外から意見を収集するため、外部有識者会議や民間調査機関によるアンケート調査を行い、現在、調査結果を精査し、分析を進めているところだ。

**おさべ**；前回2013年度までの整備計画では、公表の9か月前に骨子案が示され、地域の意見を汲みながら成案化された経緯がある。一方、今回の計画策定の進め方は、これに比べ丁寧さに欠けるのではないかと考えるが所見を伺う。

**教育長**；このたびの計画は、社会情勢の変化、時代の要請、地域・保護者のニーズの多様化などに対応できるよう、あらかじめ外部有識者で様々な角度からご意見を伺うとともに、市町村長をはじめ、県内外の中高生及びその保護者などを対象に、幅広くアンケートを実施し、そこで示された課題等も踏まえ、素案を作成するという手法を取ることとしたものである。今後県議会や県民に素案を公表し、パブリックコメントや各地域で説明会を実施することとしており、前回以上にご意見を伺い、成案にしてまいりたい。なお、計画の内容については、必要があれば見直しを行ってまいりたい。

**おさべ**；今まで以上に丁寧に行っていきたいということであれば、2018年度からの計画なので、今年度中に決定する必要性はないのではないか。地域に十分に説明する機会を設定すべきであり、素案が出来た後、成案の発表は来年度の秋で十分ではないか。今年度中に策定しなければならぬ何か特別な理由があるのか。

**教育長**；平成30年度から10年程度を計画期間として作成作業を進めており、平成30年度というのは現在の中学1年生が高校入学時に当たるということで、その時の学校、学科のおおよその姿が分かるように、少しでも早く示す必要があると考えている。

**おさべ**；外部有識者会議において、高校の適正規模についてどのような議論が行われたのか伺うとともに、専門学科や総合学科の適正規模についてどのように考えているのか併せて伺う。

**教育長**；高校は、学習活動だけではなく、学校行事や部活動を展開していくうえでも、一

定規模が必要であるという意見が多く出される一方、例えば、少数精鋭で高度な技術を身に付ける指導を行うなど、他にはない特色ある教育活動を展開するには、あえて小規模を妥当とするケースもあるのではないかと、などの意見も頂いている。現在、これらを踏まえ、検討を進めているところだ。

### 3、主権者教育について

**おさべ**；選挙権年齢が高校生を含む18歳以上に引き下げられるのに向け、高校の授業において、政治への参加意識を高め、選挙の大切さを理解する主権者教育がますます重要になるものとする。文科省と総務省が発表した、主権者教育について学ぶ高校生向け副教材や教員用指導資料について、所見を伺うとともにどのように対応していくのか伺う。

**教育長**；生徒向けの副教材は、選挙の実際や政治の仕組みの解説、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会などの実践的な学習活動の紹介等を内容とするものであり、教員向け指導資料には、その具体的な指導事例や、政治的中立の確保等に関する留意点などが示されており、これらは学校での指導において有効なものと考えている。今後、国からすべての高校生等に配布されることから、その活用等について、周知に努めてまいらる。

**おさべ**；高校生への主権者教育に当たっては、教育現場での政治的中立を確保することは重要であるが、政治的行為との線引きが曖昧であり、現場での混乱を招き教職員が委縮することが懸念される。教職員に対し政治的行為への規制を単に強めるのではなく、教職員の創意工夫により主権者教育を進めることも重要であると考えているが、今後どのように対応していくのか伺う。

**教育長**；このたび、国から公表された副教材や指導資料にも、政治的中立について丁寧に示されていることから、これらを活用した授業等が行われるよう、各学校を指導してまいらる。

**おさべ**；主権者教育の中で、生徒の自由な意見表明が交わされるような学習活動を推進していくことは重要であると考えているが、所見を伺う。

**教育長**；教育活動の場において、生徒が自分の考えを整理し、相手の立場や考えを尊重しながら、お互いに意見交換することは大切なことであると認識している。今回示された副教材や指導資料においても、生徒の自主的・自発的な活動を含め、話し合いや討論が、様々な場面で行われることへの期待が示されている。

**おさべ**；主権者教育を進めていく場合、教育における政治的中立性は必要であると考えている

が、その政治的中立性の基本は当然に、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重の三大基本原則からなる日本国憲法と考えるが所見を伺う。

**教育長**；国民主権をはじめとする日本国憲法の基本原則のもと、国家・社会の形成者として必要な資質を養うための政治的教養をはぐくむ教育では、多様な見方や考え方のある課題について特定の立場のみの影響を受けることがないよう、政治的中立性が求められている。この政治的中立性は、具体的には、教育基本法等の関係法令において規定されている。